

奈良地方最低賃金審議会 会議資料（第505回）

資料No.	資 料 名	ページ
No. 1	奈良県特定最低賃金の改正決定に係る申出書（3業種）	1
No. 2	奈良地方最低賃金審議会運営小委員会委員名簿	10

奈良県特定最低賃金の改正に係る申出書

1－1 関係法令条文【参考】

1－2 奈良県特定最低賃金の改正に係る申出書（3業種）

関係法令【参考】

最低賃金法第15条第1項

労働者又は使用者の全部又は一部を代表する者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣または都道府県労働局長に対し、当該労働者若しくは使用者に適用される一定の事業若しくは職業に係る最低賃金（以下「特定最低賃金」という。）の決定又は当該労働者若しくは使用者に現に適用されている特定最低賃金の改正若しくは廃止の決定をするよう申し出ることができる。


奈良県特定最低賃金の改正決定に係る申出書（3業種）



令和5年 7 月 24 日

奈良労働局長
橋口 忠 殿

大和郡山市丹後庄町 300番地
JAM 大阪 奈良地区協議会
議 長 松井 敦



申出書

最低賃金法第15条第1項の規定により、奈良県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金の改正の決定を下記のとおり申し出る。

記

1. 申出をする者が代表する基幹的労働者の範囲

奈良県において、奈良県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者 7,180 名

2. 改正決定を申し出る最低賃金の件名

奈良県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金

3. 申出の内容

上記2の最低賃金の改正を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者が、概ね3分の1に達していることから法定最低賃金の改正決定を求めるものである。

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数 A : 2,595 名
奈良県における、はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者数 B : 7,180 名

$$A / B \times 100 = 36.1\%$$

最も低い労働協約の金額 = 7,902 円/日額 988 円/時間額

現在適用されている法定最低賃金額 = 905 円/時間額

5. 添付書類

- ① 労働協約の写し
- ② 最低賃金改正の申出に関する合意書及び申請代表者に対する委任状
- ③ 奈良県における奈良県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業の事業所数と労働者数の概況
- ④ 所定労働時間数及び所定労働日数

以上



奈良県におけるはん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業
の事業所数と労働者数の概況

(平成28年経済センサス活動調査に基づく推計)

適用使用者数	220
適用労働者数	7,180

(上記の内最低賃金に関する労働協約の適用を受ける者の内訳)

事業所名	組織名	最低賃金に関する労働協約の適用労働者数
株式会社ヒラノテクシード	ヒラノテクシード労働組合	238
株式会社ジェイテクト	ジェイテクト労働組合	1,255
光精軌工業株式会社	光精軌労働組合	57
ホソカワミクロン株式会社	ホソカワミクロン労働組合	31
株式会社ジェイテクトマシンシステム	ジェイテクトマシンシステム労働組合	340
株式会社MSTコーポレーション	MSTコーポレーション労働組合	188
株式会社品川工業所	品川工業所労働組合	117
株式会社ジェイテクトサーモシステム	ジェイテクトサーモシステム労働組合	369
計		2,595

所定労働日数及び所定労働時間数、協定月額

事業所名	所定労働日数	所定労働時間数	協定月額	日額	時間額
株式会社ヒラノテクシード	20.33	157.5	174,600	8,588	1109
株式会社ジェイテクト	20.3	157.5	176,300	8,685	1119
光精軌工業株式会社	20.75	162.54	172,300	8,304	1060
ホソカワミクロン株式会社		155	180,600		1165
株式会社ジェイテクトマシンシステム		157.6	174,000		1104
株式会社MSTコーポレーション				8,604	1076
株式会社品川工業所	20.25	162	160,000	7,902	988
株式会社ジェイテクトサーモシステム	20.3	157.6	173,000	8,522	1098

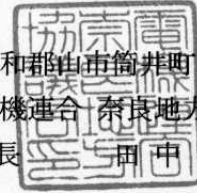


令和5年7月24日

奈良労働局長 橋口 忠 殿

大和郡山市筒井町800
電機連合 奈良地方協議会

議長 田中 篤史



申出書

最低賃金法第15条第1項の規定により、奈良県電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業最低賃金の改正の決定を下記のとおり申し出る。

記

1. 申出をする者が代表する基幹的労働者の範囲

奈良県において、電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者 1,030名

2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業最低賃金

3. 申出の内容

上記2の最低賃金の改正を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者が、概ね3分の1に達していることから法定最低賃金の改正決定を求めるものである。

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数 A: 731名

奈良県における電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者数 B: 1,030名

$$A / B \times 100 = 71.0\%$$

最も低い労働協約の金額 = 8,725円/日額 1,126円/時間額

現在適用されている法定最低賃金額 = 896円/時間額

5. 添付書類

- ① 労働協約の写し
- ② 最低賃金改正の申出に関する合意書及び申請代表者に対する委任状
- ③ 奈良県における電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業の事業所数と労働者数の概況
- ④ 所定労働時間数及び所定労働日数



以上

奈良県における電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、
産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業の事業所数と労働者数の概況

(平成28年経済センサス活動調査等に基づく推計)

適用使用者数 63
適用労働者数 1,030

(上記の内最低賃金に関する労働協約の適用を受ける者の内訳)

事業所名	組織名	最低賃金に関する労働協約の適用労働者数
パナソニック株式会社 エレクトリックワークス社 ①メーターデバイスSBU	パナソニック エレクトリックワークス労働組合 スマートエネルギーシステム事業支部	214
シャープ株式会社天理事業所 ①シャープセンシングテクノロジー	シャープ労働組合まほろば支部	517
計		731

所定労働日数及び所定労働時間数、協定月額

事業所名	所定労働日数	所定労働時間数	協定月額	日額	時間額
パナソニック株式会社	19.84	153.7	173,500	8,745	1,129
シャープ株式会社	20	155	174,500	8,725	1,126



令和5年7月24日

奈良労働局長
橋口 忠 殿

橿原市 十市町 333
ジェイテクト労働組合奈良支部内
自動車総連 奈良地方協議会
議 長 鳥尾 将人



申出書

最低賃金法第15条第1項の規定により、奈良県自動車小売業最低賃金の改正の決定を下記のとおり申し出る。

記

1. 申出をする者が代表する基幹的労働者の範囲

奈良県において、自動車小売業を営む使用者に使用される労働者 3,110 名

2. 改正決定を申し出る最低賃金の件名

奈良県自動車小売業最低賃金

3. 申出の内容

上記2の最低賃金の改正を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者が、概ね3分の1に達していることから法定最低賃金の改正決定を求めるものである。

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数 A: 1,104 名

奈良県に自動車小売業を営む使用者に使用される労働者数 B: 3,110 名

$$A / B \times 100 = 35.5\%$$

最も低い労働協約の金額 = 7108 円/日額 948 円/時間額

現在適用されている法定最低賃金額 = 896 円/時間額

5. 添付書類

- ① 労働協約の写し
- ② 最低賃金改正の申出に関する合意書及び申請代表者に対する委任状
- ③ 奈良県における自動車小売業の事業所数と労働者数の概況
- ④ 所定労働時間数及び所定労働日数

以上



奈良県における自動車小売業の事業所数と労働者数の概況

(平成28年経済センサス活動調査等に基づく推計)

適用使用者数	363
適用労働者数	3,110

(ア、上記の内最低賃金に関する労働協約の適用を受ける者の内訳)

事業所名	組織名	最低賃金に関する労働協約の適用労働者数
奈良トヨタ自動車株式会社	奈良トヨタ自動車労働組合	442
株式会社ホンダ四輪販売関西	ホンダ四輪販売関西支部労働組合	175
株式会社日産サテオ奈良	日産サテオ奈良労働組合	60
奈良ダイハツ株式会社	奈良ダイハツ労働組合	168
株式会社奈良マツダ	奈良マツダ労働組合	79
奈良日産自動車株式会社	奈良日産自動車労働組合	145
日産プリンス奈良販売株式会社	日産プリンス奈良販売労働組合	35
計		1,104

所定労働日数及び所定労働時間数、協定月額

事業所名	所定労働日数	所定労働時間数	協定月額	日額	時間額
奈良トヨタ株式会社	21	158	155,000	7,380	981
株式会社ホンダ四輪販売関西	20.4	163.3	186,400	9,137	1,141
日産サテオ奈良労働組合	21.33	160	161,500	7,571	1,010
奈良ダイハツ株式会社	21.5	161.25	175,500	8,163	1,088
奈良マツダ労働組合	21.75	157.68	161,000	7,402	1,021
奈良日産自動車株式会社	21.5	161.25	185,000	8,605	1,148
日産プリンス奈良販売株式会社	21.7	162.5	154,000	7,108	948

奈良地方最低賃金審議会
運営小委員会委員名簿

公益委員

いとう 伊東	しんいち 眞一
しもやま 下山	あきら 朗
ふくい 福井	まきこ 麻起子

労働者代表

かわもと 河本	しょうご 章吾
きたお 北尾	りょう 亮
まつだ 松田	たくみ 拓実

使用者代表

うえむら 上村	けんじ 賢司
とうま 当麻	かずしげ 和重
にしだ 西田	まさひこ 雅彦

(敬称略、五十音順)



令和5年8月7日

奈良労働局長

橋口 忠 殿

奈良地方最低賃金審議会

会長 伊東 眞



奈良県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和5年7月4日付け奈労発基0704第1号をもって貴職から諮問のあった標記について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のとおり結論に達したので答申する。

また、別紙2のとおり、平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方に基づき最新のデータにより比較したところ、令和3年10月1日発効の奈良県最低賃金（時間額866円）は、令和3年度の奈良県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

また、別紙3のとおり、奈良地方最低賃金審議会として政府及び中央最低賃金審議会に対し意見を具申するので、格別の御高配を賜りたい。

奈良県最低賃金

- 1 適用する地域
奈良県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 936 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり

奈良県最低賃金と生活保護費との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件名 奈良県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 866円
- (3) 発効日 令和3年10月1日

2 生活保護水準

(1) 比較対象者

18～19歳・単身世帯者

(2) 対象年度

令和3年

(3) 生活保護水準（令和3年）

生活扶助基準（第1類費＋第2類費＋期末一時扶助費）の奈良県内の人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（97,219円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(2)に掲げる金額の1か月換算額（註）と上記2の(3)に掲げる金額を比較すると、奈良県最低賃金が生計保護水準を下回っているとは認められなかった。

（註）奈良県最低賃金の1か月換算額

$$866 \text{円 (奈良県最低賃金)} \times 173.8 \text{ (1か月平均法定労働時間数)} \\ \times 0.816 \text{ (可処分所得の総所得に対する比率※)} \approx \underline{122,817 \text{円}}$$

※ 時間額820円（令和3年度地域別最低賃金額の最低額）で月173.8時間働いた場合の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

奈良県最低賃金の改正決定にあたっての付帯事項

政府及び中央最低賃金審議会に対して以下の3点について、スピード感を持って推進されることを要望する次第である。

- ① 中小零細企業において大幅な最低賃金の引き上げを実現するために、コスト上昇を速やかに価格転嫁できる体制を早急に整えていただきたい。
- ② 「年収の壁」が人手不足の解消を阻害していることを認識していただき、早急に改善を行っていただきたい。
- ③ 地域間格差は最低賃金の相対的比率ではなくその金額の差が問題であることを認識していただき、今後はその解消に向けた施策を考えていただきたい。